

起訴状の権益に関する告知書

1. 同封されていた書類は、起訴状です。起訴とは、検察官が捜査した結果、被告人に犯罪の嫌疑があると認め、裁判所へ公訴を提起するということです。
2. 刑事訴訟法の規定により、①裁判所は、後日改めて被告人、告訴人、被害者等を召喚します；②被告人は、何時でも弁護人を選任し、法的な権益保護の協力を求めることができます。
3. 外国人であり、又はその他理由により中国語に通じなく、或いは流暢に意見を述べられない場合に、裁判所の召喚状の送達を受けた後、使用言語を裁判所に通知し、通訳人の在廷を求めることができます。
4. 詳細につき、当検察署のウェブサイトにてご参照ください：（URL）
<https://www.ulc.moj.gov.tw/10570/>